

横須賀港港湾脱炭素化推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）第50条の3第1項の規定に基づき、横須賀港港湾脱炭素化推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、横須賀港において、法第50条の2第1項の規定による官民の連携による脱炭素化の促進に資する港湾の効果的な利用の推進を図るための計画（以下「横須賀港港湾脱炭素化推進計画」という。）の作成及び当該計画に基づく事業の実施に関し必要な協議を行うことを目的とする。

(所掌事務)

第3条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 横須賀港港湾脱炭素化推進計画の作成及び変更に関すること。
- (2) 横須賀港港湾脱炭素化推進計画に基づき実施される事業に関すること。
- (3) 横須賀港港湾脱炭素化推進計画の達成状況の評価に関すること。
- (4) その他横須賀港港湾脱炭素化推進計画に関し、必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 協議会は、法第50条の3第2項の規定に基づき、別表に掲げる構成員によって構成するものとする。

- 2 事務局が必要と認めたときは、構成員を変更することができる。
- 3 協議会に座長を置き、横須賀市港湾部長をもって充てる。
- 4 座長は、会務を統括し、会議の議長となる。
- 5 座長に事故があるときは、構成員のうちから事務局が指名する者が、その職務を代行する。

(会議)

第5条 協議会は必要に応じて、事務局が招集する。

- 2 事務局は、協議会において協議を行うときは、法第50条の3第3項の規定に基づき、あらかじめ、構成員に協議を行う事項を通知しなければならない。
- 3 構成員は、法第50条の3第4項の規定に基づき、協議の通知を受けたときは、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る事項の協議に応じなければならない。
- 4 事務局は、必要に応じて、構成員以外の者に対し、協議会への出席（書面（電磁的記録を含む。以下同じ。）による協議の場合においては、書面による意見の提出）を求めることができる。
- 5 協議会において協議が調った事項については、構成員は、法第50条の3第6項の規定に基づき、その協議の結果を尊重しなければならない。

(情報公開)

第6条 協議会は、非公開情報を含む協議につき、構成員及び前条第4項の規定に基づき協議会への出席を求められた者の自由な意見交換を担保する観点から、原則として非公開とする。

2 配布資料（議事次第を除く。）の公開又は非公開の判断は、資料作成者と事務局が協議の上、事務局が行う。

3 議事は、協議会終了後に発言者が特定されない形で、概要のみ公開する。

（秘密保持）

第7条 構成員（構成員を退いた者を含む。）及び第5条第4項の規定に基づき協議会への出席を求められた者は、協議会において知り得た情報（前条の規定により公開された議事次第、配布資料及び議事概要を除く。）を外部に漏らし、又は無断で使用してはならない。

（事務局）

第8条 協議会の事務局は、横須賀市港湾部港湾企画課に置く。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は、協議会の承認を得て、事務局が定める。

附 則

この要綱は、令和7年1月16日から施行する。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

相模運輸倉庫株式会社
株式会社 JERA
住友重機械工業株式会社
東京汽船株式会社
東京九州フェリー株式会社
東京湾フェリー株式会社
株式会社トライアングル
日産自動車株式会社
国土交通省関東地方整備局
横須賀市環境政策担当部
横須賀市港湾部